

別添

## 令和 6 年度退職募集等実施要綱

退職者の退職手続き等については、次のとおり行うこととする。

### 第 1 早期退職希望者の募集（早期退職募集）

職員の退職手当に関する条例（昭和28年条例第105号。以下「条例」という。）

第 8 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり早期退職者を募集する。

#### 1 対象者

年齢が満45歳から満59歳まで（昭和40年4月2日生～昭和55年4月1日生）の者ただし、次の①又は②のいずれかに該当する職員は応募できない。

- ① 臨時的任用職員、会計年度任用職員及び法律又は条例により任期を定めて任用された職員
- ② 早期退職者の募集開始日において懲戒処分（故意又は重過失によらないで管理・監督にかかる職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は募集期間内に懲戒処分を受けた者

#### 2 退職の日

退職希望者の退職の日は、令和 7 年 3 月31日とする。

#### 3 募集人数

若干名

#### 4 優遇措置

##### (1) 早期退職者に対する割増措置

勤続期間（条例に規定する「勤続期間」をいう。）が20年以上の者には、退職手当算定の基礎となる給料月額について、次のとおり割増措置を行う。

退職手当の算定の基礎となる給料月額

$$= \text{退職時の給料月額} \times \{ 1 + 0.03 \times (60 \text{歳} - \text{退職時年度末年齢}) \}$$

##### (2) 退職手当の支給率

退職希望者の退職手当については、条例第 3 条から第 5 条に定める支給率を適用する。

## 5 募集期間

令和 6 年12月11日（水） から

令和 7 年 1 月 6 日（月） まで ※ 警務課必着

## 第 2 その他の退職希望者の募集

### 1 対象者

早期退職募集の対象者以外の職員で退職を希望する者（再任用未更新者及び今年度60歳に達する職員で退職を希望する者を含む。）

### 2 退職の日

原則、退職希望者の退職の日は、令和 7 年 3 月31日とする。

ただし、特段の事情等により本人が退職日を希望する場合はこの限りではない。

## 第 3 実施手続

### 1 早期退職希望者

- (1) 所属長は、第 1 に定める早期退職希望者の募集に関する事項を関係職員に周知させるものとする。

退職、育休等により休暇中の職員についても本要綱を確実に通知すること。

- (2) 応募しようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（第 1 号様式の 2）以下「応募申請書」という。）に必要事項を記入の上、募集期間内に警務課に届くよう余裕をもって所属長に提出するものとする。
- (3) 所属長は、応募職員の退職理由の把握に努め、「退職希望者等退職理由報告書」（別紙 1）以下「退職理由報告書」という。）を作成し、「応募申請書」とともに、募集期間内に警務課人事補佐に提出するものとする。
- (4) 警務課長は、申請のあった職員に対し、認定又は不認定の通知書を交付するものとする。

※ 令和 7 年 2 月21日（金）までに通知する予定

※ 不認定又は認定取消となる場合の例示は以下のとおり

- ① この要綱に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理

由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する住民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

- (5) 「応募申請書」の提出後、応募を取り下げたい場合は、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（第1号様式の3）」を「応募申請書」と同様の方法で速やかに提出するものとする。

## 2 その他の退職希望者

- (1) 所属長は、第2に定めるその他の退職希望者の募集に関する事項を関係職員に周知させるものとする。

休職、育休等により休暇中の職員についても本要綱を確実に通知すること。

- (2) 所属長は、退職希望職員の退職理由の把握に努め、別紙1「退職理由報告書」により、令和7年1月6日（月）までに所属を經由して警務課人事補佐に提出すること。

なお、今年度60歳に達する職員について、上記退職理由報告書を提出しない場合は、継続任用を希望するものとみなす。

## 第3 退職希望者把握時の報告

所属長は所属職員から、早期退職希望又は早期退職募集以外の退職希望の報告を受けた際には、速やかに警務課長（人事補佐取扱い）まで、電話報告すること。

## 第4 問合せ先

警務部 警務課 人事係

警電：2642～2645